



龍ヶ崎剣道スポーツ少年団

- 『第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン』 …………… 2～5 p
- 「龍ヶ崎市第2次スポーツ推進計画」 …………… 6～7 p
- 平成30年度予算案の概要 …………… 8～9 p
- 「龍ヶ崎市高齢者福祉計画・龍ヶ崎市第7期
介護保険事業計画」 …………… 10～11 p
- 龍ヶ崎市障がい者プラン・第5期障がい福祉
計画・第1期障がい児福祉計画 …………… 12 p

2018年3月
第25号

発行：龍ヶ崎市
編集：総合政策部企画課
TEL 0297-64-1111 (代) 内線 363
FAX 0297-60-1583
URL <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>
E-mail kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp

ひとが元気！まちも元気！自慢したくなるふるさと龍ヶ崎

『第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン』

教育環境の向上 「まちづくりを担う人づくり」

■問い合わせ：教育総務課総務グループ ☎内線 289

本市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」が平成29年度からスタートしています。

同プランでは、将来都市像である「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」の実現を目指す5つの戦略のうち、教育の分野においても「教育環境の向上～まちづくりを担う人づくり～」を掲げ、義務教育環境の更なる向上に向けて重点的に取り組んでいます。

今回は、この教育分野の戦略を推進するため、本年2月に策定された「龍の子」の生きる力を育むまちづくりに関連した「龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」、小中学校の環境面の整備として、ICT環境の整備と学校施設の整備・改修、そして生涯にわたりスポーツに親しむまちづくりに関連した「第2次スポーツ推進計画」（6頁に掲載）に焦点を当てて、それぞれ概要を紹介します。



龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を推進します！ —「龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」の策定—

本市の児童生徒数は、平成8年にピークに減少傾向にあり、今後も急速に減少していくことが見込まれます。学校が小規模になることにより、子どもたちが交流したり切磋琢磨する機会が少なくなること、部活動の選択の幅が少なくなることなどが懸念されています。

また、調査によると、小学校5年生を境にしてストレスを感じる児童が増加すること、中学生になると、いわゆる「中1ギャップ」に直面して不安を感じる、授業がよく分からないといった生徒が増加し、自己有用感を感じられなくなる傾向があるなどの課題が見

られます。

このことから本市では、平成28年7月に、学識経験者や地域の代表者、保護者などで構成する審議会を設置してさまざまな角度から龍の子の望ましい教育環境について検討をかさね、平成30年2月に「龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」を策定しました。

この基本方針は、小中学校と地域社会が目指す子ども像を共有し、義務教育の9年間の教育課程を編成し、系統的に龍の子を育てる、本市独自の小中一貫教育「龍の子人づくり学習」に取り組むこととしています。

図1 龍の子人づくり学習カリキュラムの主な要素

- 小中学校のリレーションを考慮した主体的・対話的で深い学びを実現する指導計画と授業改善
例：問題解決的な学習、探求活動、対話・交流の実践など
- 9年間を見通したキャリア教育、シティズンシップ教育（※）の推進
例：職場見学・体験、人権教育、郷土学習、児童会・生徒会活動の活性化と積極的参加、主権者教育の充実など
- 地域社会との連携、地域社会への貢献、地域学習教材の開発
例：地域資源・人材の活用、ボランティアなどの体験的な活動など

※シティズンシップ教育・・・社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるための、社会形成・社会参加に関わる教育。

龍の子人づくり学習
—「夢」を持ち「生きる力」を
自らはぐくむ龍の子—

1 取組の視点

目指す子ども像を「夢」を持ち『生きる力』を自らはぐくむ龍の子」とし、教育委員会は子どもたちの社会参画力の育成、教育の質の向上、学校と地域社会の連携・協働の推進の3つの視点で取組を展開するため、3つの要素(図1)を盛り込んだ「龍の子人づくり学

習カリキュラム」を策定します。

学習カリキュラムにおいては、前期（小学校1～4年生）・中期（小学校5年生～中学校1年生）・後期（中学校2～3年生）の**4・3・2制**（※）を導入します。さらに、小学校においても教科担任による授業を拡大することや、小中学校間の教員の乗り入れ授業を活用します。

この龍の子人づくり学習は、中学校区を基本として取組を進めます。

※ここでいう4・3・2制は、学習カリキュラムの上での取組を表すもので、義務教育9年間で大きなまとまりとして、子どもたちに関わっていくためのものです。これまでの小学校と中学校の区切り（6・3制）を変更するものではありません。

2 龍の子人づくり学習に向けた環境整備

本市においても少子化が進む中で、子どもたちの教育環境について、保護者や地域の方と話し合いを行ってきました。これまで長戸小学校と北文間小学校が統合により閉校となりましたが、龍の子人づくり学習による効果が高めながら、今後も引き続き、児童生徒数の減少に適応するため、適正規模を踏まえた学校施設などの環境整備を検討していく必要があります。

(1) 施設面の取組

先進自治体の事例から、学校施設や教職員組織が一体となっている「施設一体型」の小中一貫校の方が、より多くの成果が得られていることが実証されています。しかし、施設整備や通学手段の確保など多くの課題を解決する必要がありますが、直ちに実現できるわけはありません。

そこで、地域の実情を踏まえ、施設一体型の小中一貫校の設置を目指すこととした上で、当面は既存の学校施設を活用しながら、龍の子人づくり学習を推進することとします。

また、各小中学校の小規模校化の進行見通しや中学校区別の児童生徒数の推移、地域の意向などを考慮し、施設一体型小中一貫校のモデル校の設置を検討します。そして、モデル校における実践や成果を他の中学校区に広げていきます。

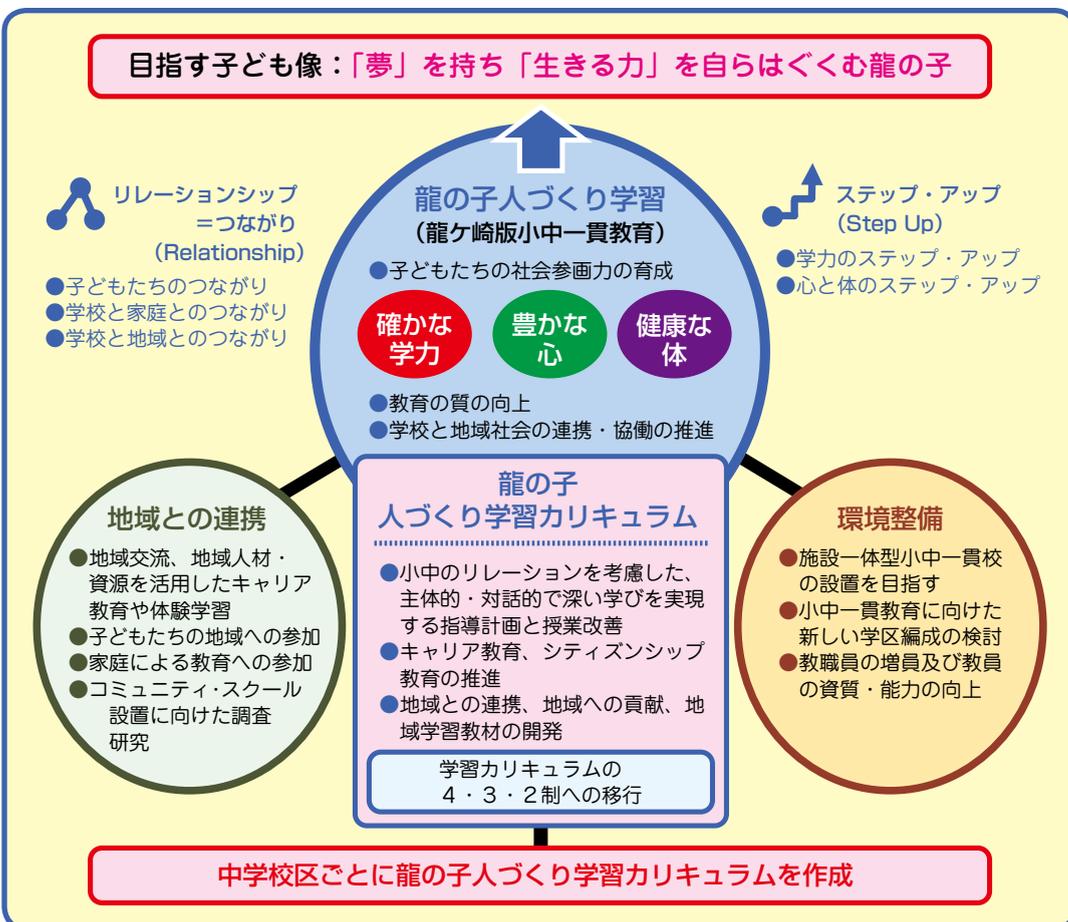
(2) 学区編成

義務教育9年間における人づくりを系統的に取り組むためには、各小学校の卒業生が同一の中学校に進学するよう学区となることが望まれるため、龍の子人づくり学習の推進単位となる中学校区を基本に、新しい学区編成について検討します。

3 龍の子人づくり学習の実施時期

各中学校区においては、教育委員会

図2 龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針（イメージ）



が作成した龍の子人づくり学習カリキュラムを参考に、地域社会の実情に応じて具体的なカリキュラムの策定を進め、2020年度から、すべての中学校区において実施を目指します。龍の子人づくり学習を推進していく

にあたっては、教職員・保護者・地域社会の理解、ICTの活用、子どもたちや教職員の移動手段の確保、学校間に与える影響、通学手段や地域社会に与える影響などに留意していきます。

小学校全校でタブレット端末など、ICT（情報通信技術）機器を使った授業がスタートしました

教育委員会は、平成28年9月から、馴染小学校と川原代小学校に「電子黒板」「実物投影機」「タブレット端末」などを先行導入するとともに、ICT支援員を配置するなど、新たな学習指導に取り組んできました。

授業への興味・関心の高さなど、先行導入の実績を踏まえ、本年9月に市内全小学校に同型のICT機器の導入とICT支援員を配置しました。

来年度以降は、すべての中学校にICT機器の導入を進める予定です。小学校で取り組んできた学習指導、教育環境が継続的に利用できることにより、授業への興味・関心、思考力や理解力、プレゼンテーション能力など、より一層の向上を目指します。



安全で快適な学校施設の改修状況について

城ノ内中・城西中のエレベーター設置

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民においても地域活動の場や災害発生時の避難所に指定されていることから、高齢者や障がい者が円滑に利用できる施設整備を進めていく必要があります。

本年度、城ノ内中学校と城西中学校にエレベーターが設置され、平成29年度の3学期から、障がいのある子どもたちや怪我などで歩行移動が困難な子どもたちが支障なく、安全かつ円滑に学校生活が送れるようになりました。

今後も学校施設のバリアフリー化を進めていきます。

城西中学校



体育館照明のLED化

平成32年から水銀灯ランプの製造が原則として禁止され、将来的にランプの交換が出来なくなり、教育活動や災害時の避難場所としての機能に重大な支障をきたすこととなります。

また、照明器具としての耐用年数も経過していることから、すべての学校体育館の照明をLED化し、照明設備の長寿命化や電力の消費を抑えコスト縮減を図ります。

※ 城西中学校・長山中学校は整備済



洋式トイレへの改修

一般家庭はもとより、商業施設やオフィス、駅などのトイレにおいては洋式化が進み、洋式トイレが一般的になる一方で、学校のトイレは和式の割合が多く、学校で排便を我慢する子どもたちの健康が危惧されています。

平成28年4月1日現在で文部科学省が行った調査では、小中学校の洋式トイレの割合は全国平均43.3%、茨城県では49.2%でした。それに対し、本市の設置率は40%であり、低い割合となっています。

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場であり、トイレの形態は健康面だけでなく心理面にも影響を及ぼします。また、学校は地域への開放や災害時の避難場所としても利用されるため、洋式化への要望が高くなっています。

そのようなことから、学校トイレの洋式化は様々な面で有効であると考え、今後も計画的に洋式化を進めていきます。



特別教室へのエアコン設置

平成25年度に約5.7億円を投資し、小中学校すべての普通教室にエアコンを設置し、学習環境の改善を図りました。

現在、普通教室のほかに図書室やパソコン室などの特別教室にもエアコンが整備されていますが、今後、稼働率の高い理科室や音楽室などの特別教室にも新たにエアコンを設置し、年間を通して望ましい学習環境へさらに改善を図っていきます。

平成30年度に実施設計を行い、平成31年度から平成32年度にかけてエアコンを設置する予定です。



～「生涯スポーツ社会の実現」に向けて～ 「龍ヶ崎市第2次スポーツ推進計画」 を策定しました

■問い合わせ：スポーツ・国体推進課
スポーツ都市推進グループ ☎内線 239



計画策定の趣旨

2019年に茨城県で開催される国民体育大会では、柔道競技が本市で行われます。さらに同年にはラグビーワールドカップ2019、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、市民のスポーツへの関心がこれまでになく高まることが予想されます。

本計画は、このような機運を好機と捉え、市民、スポーツ団体、流通経済大学、民間事業者、行政等が改めてスポーツの役割や重要性について認識を深めるとともに、本市におけるスポーツのあるべき姿や未来に向けた方向性などを共有し、一体となって本市のスポーツ推進に取り組むための指針とするものです。（計画期間…2018年度～2022年度）

計画の基本理念

誰もが健康で楽しめる生涯スポーツ社会の実現「する・みる・させる」
える！スポーツ健幸日本一へ」

本計画では、子どもから高齢者や障がいのある人を含め、あらゆる人々の年代や関心、適性等に応じたスポーツ施策を推進することにより、**生涯を通してスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現**を目指すこととしています。

そして、スポーツは一部の人のものではなく、「みんなのもの」という認識を共有しながら、自発的にスポーツ

を「する」「みる」「させる」ことで、全ての人々がスポーツに関わりを持つ「**スポーツ健幸日本一**」のまちを目指して取組を進めます。

「健幸」について

本市の最上位計画「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」では、重点目標として「**スポーツ健幸日本一**」を掲げています。

この「**健幸**」について、同プランでは、「健康かつ生きがいを持ち、安全・安心に豊かで幸せな生活を営むこと」と定義しています。

政策・施策の展開

本計画では、基本理念に沿って展開する4つの政策ごとに政策目標を定めるとともに、その実現に向けた具体的な施策と主な取組を定めています。

政策1 スポーツ・運動を通じた健康づくり

《政策目標》

それぞれの年代や関心、適性等に応じたスポーツ活動が展開されるよう、誰もが楽しみながらスポーツに親しむことができる機会を充実させます。その結果として、週1回以上スポーツや運動を行う16歳以上の市民の割合が65%以上となること、そして、スポーツ健幸日本一のまちとなることを目指します。



施策1 高齢者をはじめ誰もがスポーツに親しむ機会の充実

《主な取組》

- ・マラソン大会の開催を目指します
- ・健幸マイレージ事業を推進します
- ・総合型地域スポーツクラブとの連携事業を推進します
- ・ウォーキングを普及します
- ・健康づくりに向けた体操を普及します

施策2 スポーツ団体活動の活性化

《主な取組》

- ・体育協会の組織体制の強化を支援します
- ・総合型地域スポーツクラブの運営・活動を支援します
- ・スポーツ少年団の継続的活動に向けて支援します
- ・スポーツ少年団の連携・交流活動を支援します

施策3 障がい者スポーツの環境整備

《主な取組》

- ・スポーツ施設のバリアフリー化を推進します
- ・スポーツを通じた障がい者の交流を促進します
- ・障がい者スポーツ大会の開催及び参加を支援します
- ・全国障害者スポーツ大会の開催を契機として障がい者スポーツを普及します

政策2 子どものスポーツ活動の充実

《政策目標》

学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むとともに、放課後や地域における子どものスポーツ機会を充実させます。その結果として、子どもの運動習慣を確立し、体力を向上させることを目指します。



施策1 子どもの体力づくりの推進

《主な取組》

- ・各小中学校の課題に応じた体力づくりを推進します
- ・運動・遊び・スポーツ活動の実践力を育成します
- ・小中一貫教育における体力向上策の計画を立案します
- ・学校体育及び競技大会において市のスポーツ施設を活用します

施策2 運動部活動の活性化

《主な取組》

- ・部活動指導員の配置制度を創設します
- ・運動部活動における外部指導者の活用を促進します
- ・運動部活動の支援体制を充実させます

施策3 地域の連携による子どものスポーツ活動の充実

《主な取組》

- ・流通経済大学生による体育授業サポート等を促進します
- ・児童生徒のスポーツ活動を支援します
- ・子どもが遊びやスポーツに親しむ機会を提供します

政策3 競技スポーツの推進とスポーツを通じた地域活性化

《政策目標》

茨城国体、ラグビーワールドカップ2019及び東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機として、トップアスリートと触れ合う機会を創出することなどにより、市民のスポーツへの関心を高めます。その結果として、スポーツによる交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげることを目指します。

施策1 スポーツ指導者・トップアスリートの育成

《主な取組》

- ・指導者の養成と資質向上を図ります
- ・技術講習会等を通じた競技力の向上を図ります
- ・関係団体の連携による優秀選手の早期発掘と育成を図ります
- ・国際・全国大会に出場する個人や団体などを支援・応援します

施策2 スポーツによる交流人口の増加

《主な取組》

- ・マラソン大会の開催を目指します
- ・茨城国体の開催に向けた機運の醸成を図ります
- ・各国代表チームとの交流を促進します
- ・スポーツツーリズムを推進します
- ・地域スポーツコミッションの設立を目指します

施策3 流通経済大学運動部との連携

《主な取組》

- ・流通経済大学運動部の公式試合等の情報提供を推進します
- ・流通経済大学運動部との交流を促進します
- ・流通経済大学運動部応援活動を促進します
- ・流通経済大学運動部の活動を支援します

政策4 スポーツ環境の充実

《政策目標》

総合運動公園をはじめとするスポーツ施設の充実と積極的な活用を促進するとともに、スポーツボランティアが活躍できる場を創出することやスポーツに関する情報を容易に入手できるように情報提供に努めるなど、スポーツを取り巻く環境の充実を図ります。その結果として、より多くの市民が様々な場面でスポーツへの関わりを持てるまちの実現を目指します。

施策1 スポーツ施設の充実と有効活用

《主な取組》

- ・スポーツ施設の機能・設備の充実を図ります
- ・利用しやすい施設運営とサービスの充実を図ります
- ・大規模イベント開催時における交通対策を推進します
- ・学校体育施設の開放を推進します

施策2 スポーツボランティア活動の普及啓発

《主な取組》

- ・スポーツ推進委員の資質向上を図ります
- ・スポーツ推進委員の活動の活性化を図ります
- ・スポーツボランティアの育成等に向けた仕組みを構築します
- ・障がい者スポーツのボランティアの育成と活動の促進を図ります

施策3 スポーツに関する情報提供の充実

《主な取組》

- ・スポーツ施設・教室等に関する情報を一元的に提供します
- ・スポーツ団体に関する情報提供を推進します
- ・情報提供媒体の拡大を図ります

本計画の詳細は、4月から市役所本庁舎のスポーツ・国体推進課、市民情報コーナー、情報公開室のほか、市公式ホームページでご覧いただけます。

平成30年度予算案の概要をお知らせします

■問い合わせ：財政課財政グループ ☎内線 358

平成30年度予算は、「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」のまちづくりの目標の早期実現に向け、アクションプランに位置付けた主要施策に重点的に配分しています。
ここでは、一般会計を中心に予算の概要及び主要施策の取組をお知らせします。



当初予算の概要

※（ ）内前年度比

平成30年度の当初予算は、一般会計が246億6,000万円（1.5%増）となりました。特別会計の総額は164億9,430万円（4.3%減）です。介護保険事業特別会計が49億3,000万円（6.5%増）、後期高齢者医療事業特別会計が13億5,980万円（9.4%増）と大きく伸びています。一方、平成30年度からの県単位化に伴い、国民健康保険事業特別会計は76億5,500万円（15.2%減）と減少しました。また、平成29年度から着手しているつくばの里工業団地の拡張について、事業の円滑な運営と経理の適正化を図るため工業団地拡張事業特別会計を新たに設置し、1億5,000万円を計上しました。

1 一般会計歳入の状況

市税は、法人市民税や固定資産税償却資産分の増収を見込む一方、固定資産税の評価替えに伴う家屋分の減収やたばこ税の減収を見込み、総額では、99億2,300万円（0.7%増）と前年度から若干の増収を見込みました。譲与税・交付金等は、地方消費税交

付金の伸びを見込み18億4,500万円（8.3%増）です。

実質的な地方交付税である地方交付税と臨時財政対策債の合計は、国の地方財政計画等を反映し、43億8,500万円（0.8%減）と減額を見込みました。

国県支出金の増は、子ども・子育て支援制度の充実など対象経費が増加したためです。

その他の収入は、25億5,600万円（5.0%減）です。そのうち、基金からの繰入金は、減債基金繰入金が2億2,000万円（8.3%減）、みらい育成基金などの特定目的基金の繰入金が3億2,900万円（19.6%減）となりました。また、財源不足を調整する財政調整基金の繰入金は4億円（17.7%減）です。

市債は、21億8,000万円（15.7%増）となりました。中でも、道の駅整備事業の本格化や施設の改修などにより、財源となる建設事業債等が9億1,500万円（26.9%増）と増加しました。

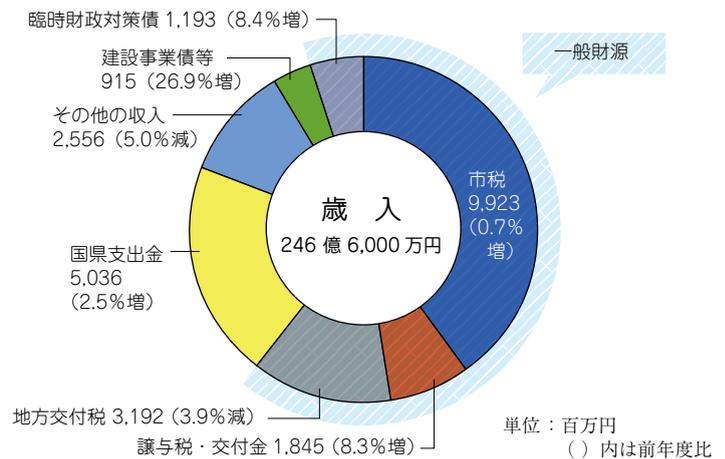
市税を中心とした一般財源は、161億5,300万円（1.1%増）です。

2 一般会計歳出の状況

総務費は、道の駅整備事業の護岸改修工事等を新たに予算化しましたが、コミュニティセンター改修工事の減などもあり、全体では35億1,800万円（0.8%増）となり、微増となりました。

民生費は、子ども・子育て支援制度の充実や障がい者自立支援給付事業の伸びに加え、保育所等施設整備事業に対する補助金の計上等で、95億6,700万円（1.3%増）と、依然として増加基調にあります。

教育費は、文化会館などの改修工事に、市街地活力センターまいんの1階フロアをスポーツセンターに改修する



平成30年度 主な事業

○教育環境の向上と「子育て環境日本一」

- ・電子黒板・タブレット端末等を全中学校に導入 1,247万円
- ・英語指導助手の増員 4,536万円
- ・絹本著色十六羅漢像の掛軸複製制作 566万円
- ・こどもまつりの開催 403万円

○にぎわいの創出と「市民活動日本一」

- ・道の駅整備事業 2億714万円
- ・佐貫3号線整備事業 5,300万円
- ・若者・子育て世代住宅取得補助金の拡充 4,200万円

- ・工業団地拡張事業 7,908万円
- ・市民活動センター・教育センター改修工事 6,931万円
- ・龍ヶ岡公園駐車場整備工事 6,000万円
- ・たつこの産直市場の開設 1,605万円

○安全安心なまちづくりと「防災・減災日本一」

- ・防災貯留型トイレの整備 2,500万円
- ・防災行政無線デジタル化実施設計 1,000万円
- ・文化会館大ホール天井等改修工事 5,941万円

平成30年度～平成31年度継続事業：

総額1億4,852万円

○健康づくりの推進と「スポーツ健幸日本一」

- ・健幸マイレージ事業の推進 692万円
- ・医療機関胃カメラ検診の実施 116万円
- ・(仮称)まいんスポーツ健幸センター整備事業 4,835万円
- ・国際スポーツ大会キャンプ招致事業 857万円

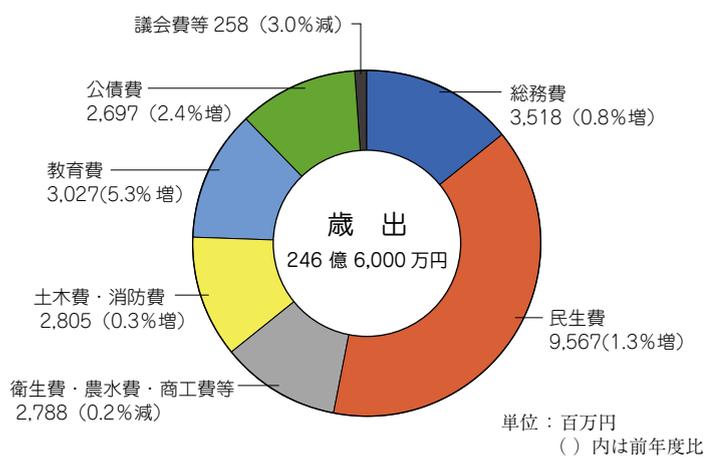
○公共施設・インフラの新設・拡充等

- ・佐貫排水ポンプ場改築工事 3億7,360万円

平成30年度～平成32年度継続事業：

総額9億3,400万円

- ・市道第3—309号線整備事業(測量等) 1,200万円



事業や国体開催に要する費用の増が重なり、30億2700万円(5.3%増)と増加しました。

公債費は、26億9700万円(2.4%増)となりました。そのうち、元金償還金が24億8700万円(4.2%増)と増えましたが、これは償還負担の平準化と利子負担の軽減を考慮して据置期間や元金均等償還など償還方法を見直したことに加え、最終年度一括償還の最終年にあたる市債があるためです。対して、利子償還費は2億900万円(15.2%減)と減少しています。平成30年度末の市債残高は、3億500万円減少する見込みです。



「龍ヶ崎市高齢者福祉計画・龍ヶ崎市第7期介護保険事業計画」がはじまります

その人らしく生き抜くことができるまちへ
～地域はあなたの家族です～



■問い合わせ：高齢福祉課高齢福祉グループ ☎内線 275

計画の趣旨

老人福祉法・介護保険法の規定により、市町村は3年ごとに「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を策定することとされています。

この計画は、高齢者福祉施策の方針や介護保険におけるサービス基盤整備の見込みなどについてまとめるものです。

本市においても、今年度をもって現第6期計画が終了するため、現在、次期となる「龍ヶ崎市高齢者福祉計画・龍ヶ崎市第7期介護保険事業計画」を策定しています。（計画期間・平成30年度～32年度）

計画の基本理念・基本目標

高齢社会が進展する中、高齢者が心身の健康を維持し、その豊かな経験と知識を生かして社会参加しながら、生きがいをもって暮らしていくことができる、また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活できることが望まれます。

本市の第7期介護保険事業計画では、基本理念として「その人らしく生き抜くことができるまちへ」地域はあなたの家族です」を掲げています。

この基本理念の下、「①その人らしい自立した生活の支援」、「②地域で支えあう仕組みづくり」地域包括ケアシ

ステム」、「③介護保険・地域支援事業の基盤整備」の3つの基本目標を設定し、様々な施策を展開するとともに、これらの施策に基づいて、65歳以上の方に納めていただく介護保険第一号被保険者保険料（第一号介護保険料）を算定します。

基本理念	基本目標
「その人らしく生き抜くことができるまちへ」 「地域はあなたの家族です」	①その人らしい自立した生活の支援
	②地域で支えあう仕組みづくり - 地域包括ケアシステム
	③介護保険・地域支援事業の基盤整備



基本目標における施策の展開

①その人らしい自立した生活の支援

ここでは、高齢者自身の生活力を高めるための施策、高齢者が積極的に社会参加をしていくことなどについてまとめています。

「緊急通報システム」、「配食サービス」、「外出支援利用料助成事業」、「さわやか理髪」など、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も含め、すべての高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送るために、さまざまな支援策を盛り込んでいます。

また、高齢者の権利擁護の観点から、高齢者虐待防止や成年後見制度に関する施策にも触れています。

「その人らしい自立した生活の支援」	
(1)	高齢者の実態を把握するために
(2)	介護状態にならないために
(3)	高齢者自身の生活力を高めるために
(4)	高齢者の尊厳維持と権利擁護のために
(5)	いつまでも社会とつながって生きるために



② 地域で支えあう仕組みづくり
ー 地域包括ケアシステム

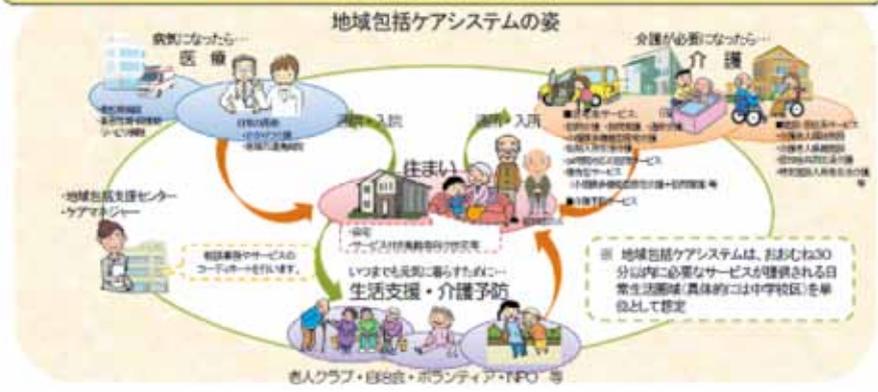
「地域包括ケアシステム」は、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供されるシステムです。

今後、本市においても、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、支援が必要な高齢者、また認知症の高齢者の増加が見込まれることから、これらのシステムの構築が必要とされています。

地域で支えあう仕組みづくり ー 地域包括ケアシステム	(1) 地域包括支援センターの機能強化
	(2) 地域包括ケアシステムの構築
	(3) 在宅医療・介護連携の推進
	(4) 認知症施策の推進
	(5) 生活支援サービスの1体制整備

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が増える大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



その核となる地域ケア会議、地域での生活継続を支援するための在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの基盤整備などに関する内容、及び活動拠点となる地域包括支援センターの役割についてまとめています。

「高齢のため生活に不安がある」「家族が認知症なので支援がほしい」「介護保険サービスを使いたい」など、高齢者の方の生活に関する不安や心配事

などがあるときは、お気軽にご相談いただけます。

③ 介護保険・地域支援事業の基盤整備

ここでは、本市の高齢者人口（65歳以上人口）の推計や要介護認定者数の推計に基づき、訪問介護（ホームヘルパー）や通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）などの居宅介護サービス、特別養護老人ホームなどの施設サービス、認知症高齢者グループホームをはじめとする地域密着型サービス、地域支援事業などの各種介護保険サービスについて、その利用者数を推計し、必要なサービス環境の整備方針をまとめています。

合わせて、これらのサービスの給付の適正化や、その質的向上に向けた施策にも触れています。

「介護保険・地域支援事業の基盤整備」	(1) 介護サービスの質的向上
	(2) サービス供給体制の推進

④ 介護保険第1号被保険者保険料（第1号介護保険料）の算定

介護保険料については、3年ごとに見直しを行っており、今後3年間のサービス利用量を見込み、それに必要な費用を賄うための第1号介護保険料の額を算定します。

平成30年度から3年間の第1号介護保険料は、今年の3月末に決定し、翌月から適用されます。

「龍ヶ崎市高齢者福祉計画・龍ヶ崎市第7期介護保険事業計画」は、平成30年3月の龍ヶ崎市議会定例会で第1号介護保険料の改正に関する龍ヶ崎市介護保険条例一部改正案が可決されれば、今年の4月からスタートします。

本計画の詳細は、4月から市役所本庁舎の介護福祉課、健康長寿課、市民情報コーナー、情報公開室のほか、市公式ホームページでご覧いただけます。



龍ヶ崎市障がい者プラン・ 第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画を 策定しました

■問い合わせ：社会福祉課障がい者支援グループ ☎内線 266



計画の趣旨

障がい者を取り巻く環境が大きく変化する中、障がい者が自らの意思により、地域で自立した生活を送ることができる社会をつくるために、市町村が担う役割はますます重要なものとなっています。今回、取りまとめたものは、これまでの「障がい者プラン」「障がい福祉計画」に加え、新たに策定が義務付けられた「障がい児福祉計画」を一体的に策定したものであり、障がい者福祉に関する法改正等をはじめ、あらゆる社会情勢の変化に対応した内容としています。

「障がい者プラン（計画期間：2018年～2023年）」は、国の「障害者基本計画」や茨城県の「新しいばらき障害者プラン」の理念を踏まえ、本市における障がい者福祉に関する基本的な施策の方向性を定めたものです。

一方、「第5期障がい福祉計画（計画期間：2018年～2020年）」及び「第1期障がい児福祉計画（計画期間：2018年～2020年）」は、障害福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策などを定めています。

計画の基本理念

本市では、障がいの有無に関わらず、すべての人が、自らの意思と選択により、自分らしい生活を送ることができる共生社会を目指しています。この実現のためには、地域に暮らす人々が、誰もが平等に人権を享有することを認識した上で互いに尊重し、支えあうことが大切です。

このような考え方にに基づき、基本理念を次のように定めます。

「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと安心して生活できるまち」

基本目標

基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

障がいがあることによる「生きにくさ」や「暮らしにくさ」の理解を促進し、すべての人が等しく生きる社会の実現に向けて取り組みます。

また、障がい者がその適性にに応じて能力を発揮できるよう、就労や自立に向けた支援、積極的な社会活動への参加を促進します。

基本目標2 地域生活支援の充実

障がい者が地域社会で自立した生活を送るため、在宅サービスなどの環境を充実するとともに、各種手当などの経済的な支援を行います。

また、障がい者の意思決定支援にも配慮しながら、個々の状態像や障がい特性に応じた必要な情報提供を行い、障がい者の地域生活を支援します。

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

障がい者が安心して生活できるよう、「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき、誰にとっても住み良い快適なまちづくりに努めます。

また、災害時における避難支援対策を推進することにより、住み慣れた地域で、安心して生活できる環境の構築に努めます。

設置場所

本計画の詳細は、4月から市役所本庁舎の社会福祉課、市民情報コーナー、情報公開室のほか、市公式ホームページでご覧いただけます。

社会福祉課では、精神保健福祉士や社会福祉士、保健師などの専門職を配置しています。「障害福祉サービスを利用したい」「お子さんの発達の遅れが気になる」など、障がいに関する不安や心配事などがあるときは、お気軽にご相談ください。

